第１回鹿屋市有機農業推進協議会 会次第

日時：令和６年６月３日（月）14：30～
会場：鹿屋市役所 議会棟３階 全員協議会室

１．開会

２．委嘱状交付

３．市長あいさつ

４．委員紹介

５．協議事項
（１）協議会の進め方について(案)・・・資料１

（２）意見交換
① 鹿屋市における有機農業の現状と課題について（事務局説明）
・ 第２次かのや農業・農村戦略ビジョンについて・・・別冊
・ 有機農業をめぐる事情(農林水産省)について ・・・資料２
・ 鹿屋市有機農業に関するアンケート等調査結果・・・資料３
② 各委員からの意見

（３）その他

６．閉会

資料１

５．協議事項

（１）協議会の進め方について（案）

○協議会設置の背景

① 第２次かのや農業・農村戦略ビジョンの策定、KPI（令和５年３月策定）

ビジョンに基づく環境保全型農業の推進（第４章 基本施策 ３農村環境の保全）

⇒ＫＰＩ有機ＪＡＳ取得面積の拡大（46ha(R1)を 156ha(R14)に拡大する。）

② 国の動き：「みどりの食料システム戦略」の策定（令和３年５月策定）

持続可能な農業生産体制を構築していく中長期的な観点から、2050 年までに化学農薬の使用量 50％低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25％(100 万 ha)に拡大などを目標とする。

○協議会の活動

① 目的

本市の農業特性を踏まえながら、有機農業の生産拡大等に向けた基本的な方向性を検討し、課題解決等に向けた鹿屋市有機農業推進方針(案)を作成し、有機農業の推進に努める。

② 具体的な活動

ア．有機農業推進方針(案)の作成に関すること

イ．有機農業の振興に関する協議・検討を行う

ウ．有機農業の推進に向けた関係機関・団体等との連携に関すること

③ 年間スケジュール

月	内容	備考
６月	第１回　協議会	有機農業に関するアンケート結果等をもとに、生産振興上の課題や方針の方向性等について意見交換を行う。
９月	第２回　協議会	第１回の検討内容を踏まえ、方針(案)をもとに意見交換を行う。
11 月	第３回　協議会	推進方針(案)の内容についてブラッシュアップを行う。
12 月	市長中間報告	推進方針(案)
２月	第４回　協議会	これまでの議論等を踏まえた推進方針(最終案)を検討し、方針を決定する。
３月	市長最終報告	

※開催時期等は予定であり変更する場合がございます。

○協議会の構成員

有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通・販売業者、行政機関及び農業団体など

資料１

■ 鹿屋市有機農業推進方針(案)作成のロードマップ

R６　　R７

６月　７月　８月　９月　10 月　11 月　12 月　１月　２月　３月

●方針づくり

第１回協議会
・アンケートや聞き取り調査の結果報告
・生産振興上の課題や方針の方向性等について意見交換 等

第２回
・第１回の検討内容を踏まえ、方針(案)をもとに検討・協議

第３回　**(市長中間報告)**
・推進方針(案)のブラッシュアップ

第４回
・これまでの議論等を踏まえた最終案を検討し、方針(案)の作成

市長へ最終報告

●普及に向けて

①R5 年度実施のアンケートから有機に興味のある農家(54 名)等を対象に有機農業セミナー等を開催する。

有機農業に関する事や生産者の情報等について
市広報誌による周知・啓発

セミナー開催
【テーマ】
① 有機栽培の先進取組について
② 有機農産物の販売状況等について
③ 有機 JAS 認証について

②鹿屋市有機 JAS 認証取得支援事業を活用した認証取得の推進（R6 年度予算：1,078 千円）

資料２

有機農業をめぐる事情

令和６年４月

農林水産省

農産局農業環境対策課

有機農業・有機農産物とは？

有機農業

- コーデックス委員会*1『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）』によると、“有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである”とされている。

  *1：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

- 我が国では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、“「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業”と定義されている。

有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した**「有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）」の基準に従って生産された農産物。**

この基準に適合した生産が行われていることを**第三者機関が検査**し、**認証された事業者**は、「有機JASマーク」を使用し、**「有機●●」「オーガニック」等と表示ができる。**

認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。

「有機農産物の日本農林規格（有機JAS）」には、
化学的に合成された肥料及び農薬の**使用を避ける**ことを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

✓周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
✓は種又は植付け前２年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
✓組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

などが規定されている。

■ **化学肥料や化学農薬の使用状況（取組水準）と用語の関係**

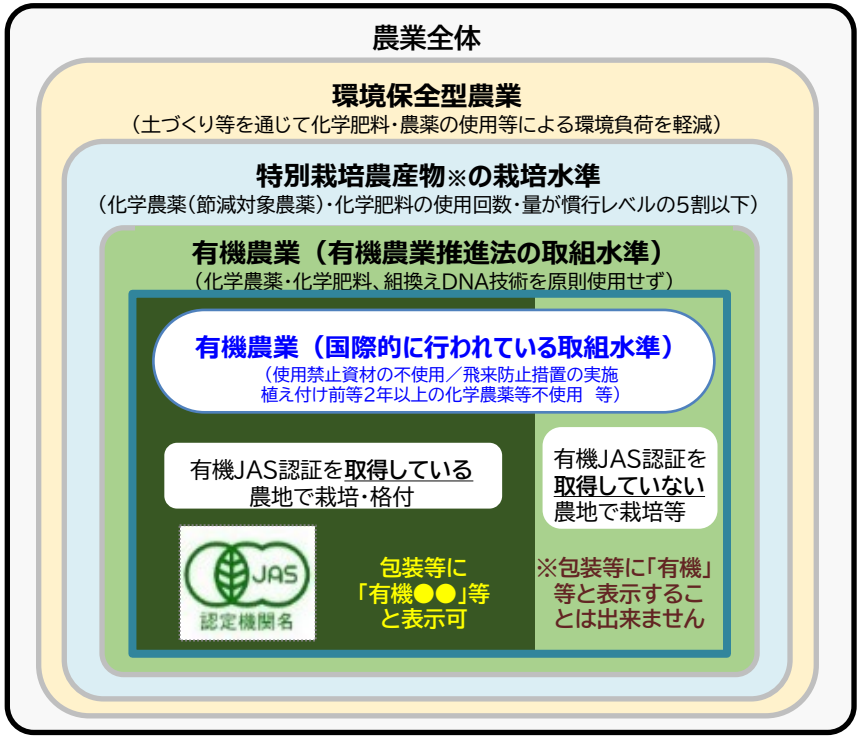

※　H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第３定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation（MeaDRI）

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

○生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退

○温暖化、大規模自然災害

○コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大

○SDGsや環境への対応強化

○国際ルールメーキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業の**CO2ゼロエミッション化**の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により**化学農薬の使用量（リスク換算）**を**50%低減**
- **輸入原料や化石燃料を原料**とした**化学肥料の使用量を30%低減**
- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**
- 2030年までに**食品製造業の労働生産性を最低３割向上**
- 2030年までに食品企業における**持続可能性に配慮**した**輸入原材料調達の実現を目指す**
- **エリートツリー**等を林業用苗木の**9割以上に拡大**
- **ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%**を実現

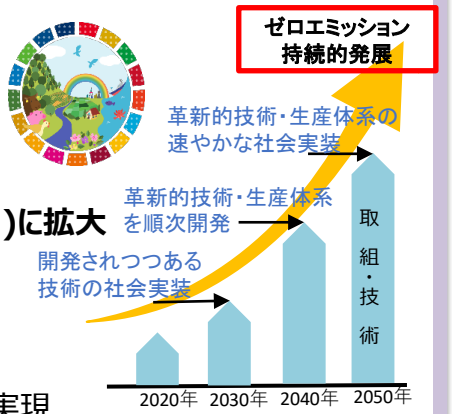

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済　持続的な産業基盤の構築

- 輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- 国産品の評価向上による輸出拡大
- 新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会　国民の豊かな食生活　地域の雇用・所得増大

- 生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- 地域資源を活かした地域経済循環
- 多様な人々が共生する地域社会

環境　将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- 環境と調和した食料・農林水産業
- 化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- 化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、**国際ルールメーキングに参画**（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

有機農業の取組の拡大

目 標

・**2050年までに**、**オーガニック市場を拡大**しつつ、耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）

（・**2040年までに**、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる**次世代有機農業技術を確立**）

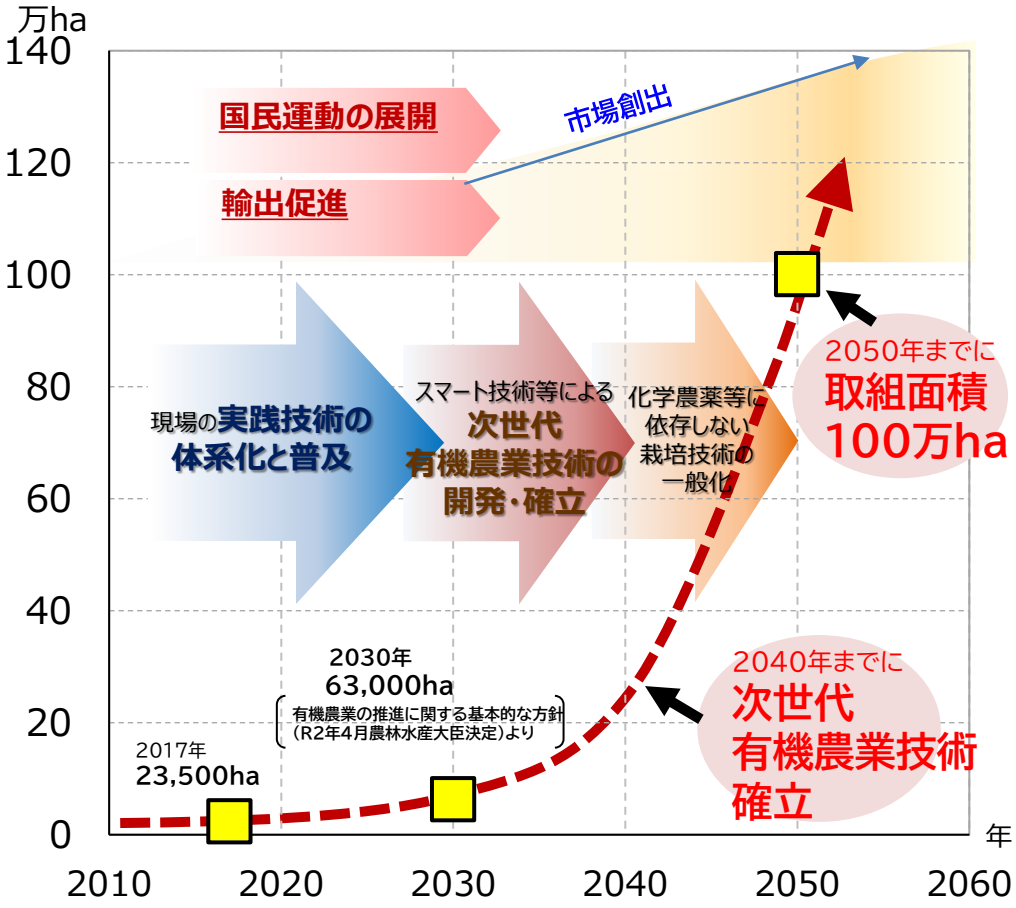

有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

●10年後（2030年）の**国内外の有機食品の需要拡大を見通し**、**生産および消費の目標**を設定。

有機農業の取組面積
23.5千ha(2017)→**63千ha**（2030）

有機農業者数
11.8千人(2009)→**36千人**（2030）

有機食品の国産シェア
60%(2017)→**84%**（2030）

有機食品を週1回以上利用する者の割合
17.5%(2017)→**25%**（2030）

推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

資料３

有機農業に関するアンケート

調査対象者：鹿屋市認定農業者(耕種)、有機 JAS、GAP 取得者　261 名
調査期間：令和５年８月 24 日（木）～9 月 22 日（金）
回 答 率：34%（89／261 名）

問１　あなたの農業経営規模を教えてください。

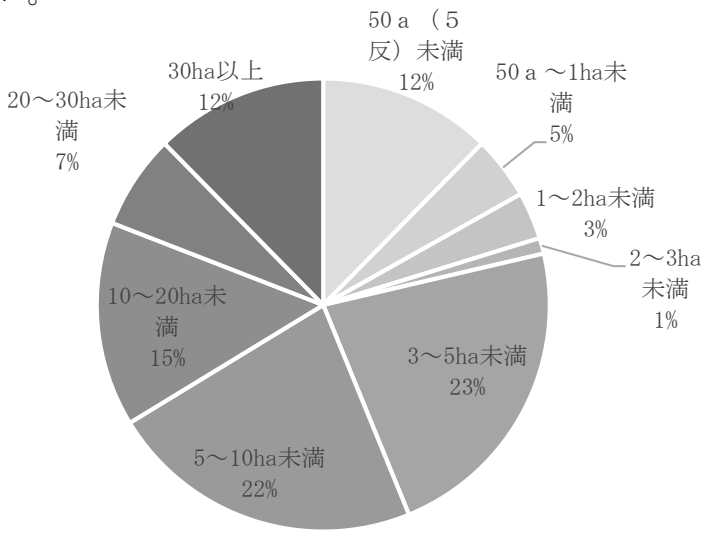

選択肢	件数
50ａ（５反）未満	11
50ａ～1ha 未満	4
1～2ha 未満	3
2～3ha 未満	1
3～5ha 未満	20
5～10ha 未満	20
10～20ha 未満	13
20～30ha 未満	6
30ha 以上	11

問２　現在、有機農業に取り組んでいますか。

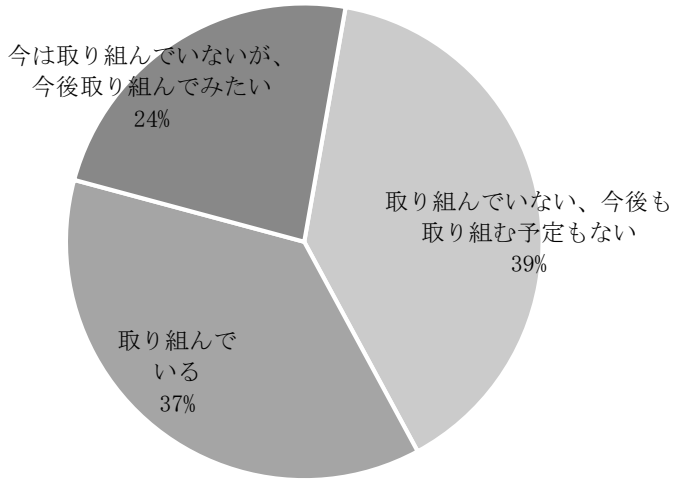

選択肢	件数
取り組んでいない、今後も取り組む予定もない	35
取り組んでいる	33
今は取り組んでいないが、今後取り組んでみたい	21

資料３

問３　有機農業に取り組んでいない一番の理由は何ですか。

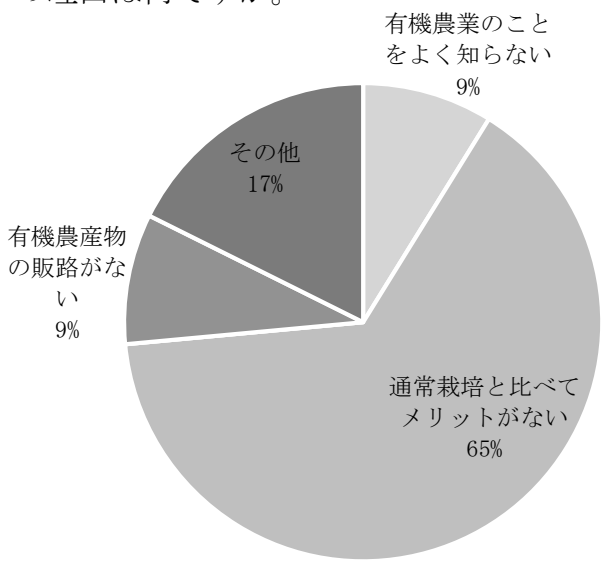

選択肢	件数
有機農業のことをよく知らない	3
通常栽培と比べてメリットがない	22
栽培方法が分からない	0
有機農産物の販路がない	3
その他	6
無回答	1

その他の意見

・働き手の確保がむずかしい
・後継者も無く、廃業を考えている
・病害が発生しやすい作物の為、有機農業を実施するのが難しい
・製造が分けてできない
・減肥減農栽培に取り組んでいる

問４　あなたの有機農業規模を教えてください。

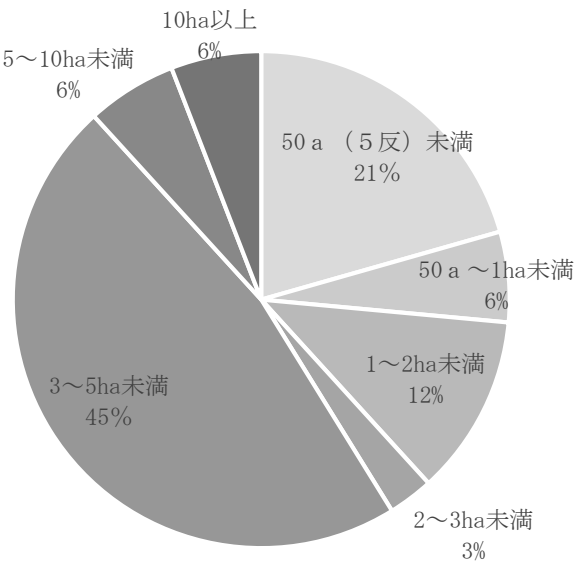

選択肢	件数
50ａ（５反）未満	7
50ａ～1ha 未満	2
1～2ha 未満	4
2～3ha 未満	1
3～5ha 未満	15
5～10ha 未満	2
10ha 以上	2

資料３

問５　有機農業で栽培している作物を教えてください。
（米、茶が多数を占める）
茶、米、生姜、モリンガ、しょうが、ブロッコリー、小松菜、ほうれん草、椎茸、にんじん、さつま芋、冬春ピーマン、麦、大豆、小豆、らっきょう、蕎麦、さとうきび、にんにく、玉ねぎ、菊芋、大根、水菜、パクチー、チンゲンサイ、大葉高菜、カブ、小ネギ、ごぼう、食用ゆり根、ビーツ、ゴーヤ、スイートコーン、キャベツ、パパイヤ、ハーブ、みかん、イタリア

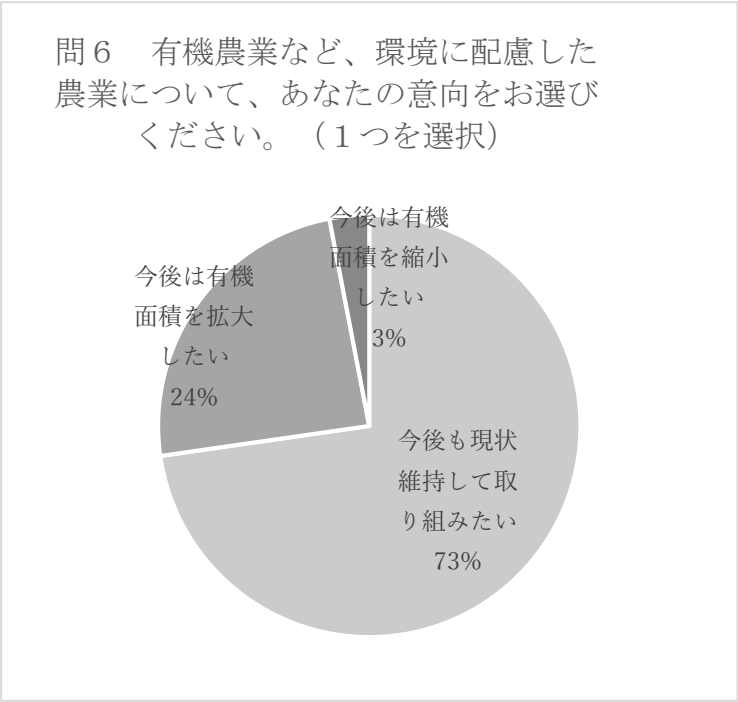

選択肢	件数
今後も現状維持して取り組みたい	24
今後は有機面積を拡大したい	8
今後は有機面積を縮小したい	1

拡大したい作物としては、茶、野菜類（にんじん、トマト、ナス）、米、麦、芋、ハーブがあった。一方で縮小したい作物は、茶があった。

資料３

問７　有機農業など、環境に配慮した農業に取り組む理由を教えてください。（複数回答可）

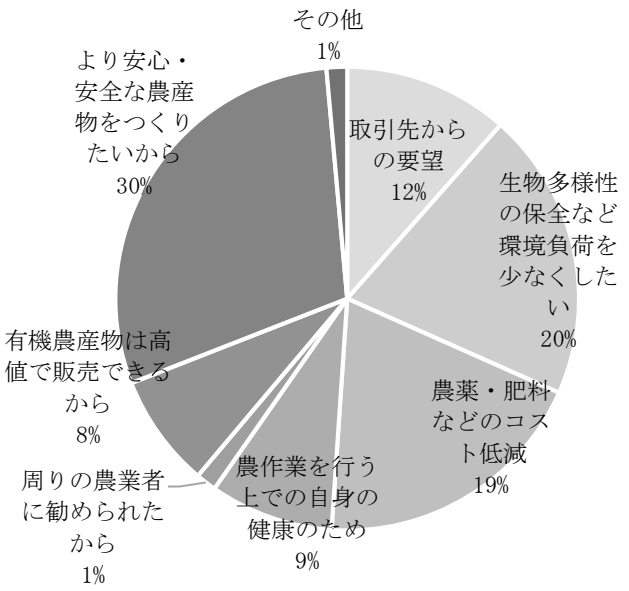

選択肢	件数
取引先からの要望	16
生物多様性の保全など環境負荷を少なくしたい	28
農薬・肥料などのコスト低減	27
農作業を行う上での自身の健康のため	12
周りの農業者に勧められたから	2
有機農産物は高値で販売できるから	11
より安心・安全な農産物をつくりたいから	41
その他	2

その他の意見

・JAS を取得するため

・持続可能な農業を進め、微生物との調和を図るため

問８　有機JASの取得について教えてください。

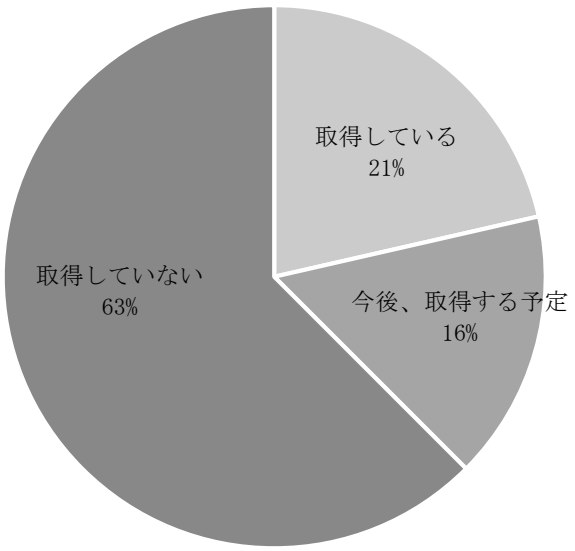

選択肢	件数
取得している	12
今後、取得する予定	9
取得していない	35
無回答	33

資料３

問９　有機JASを取得する理由を教えてください。（複数回答可）

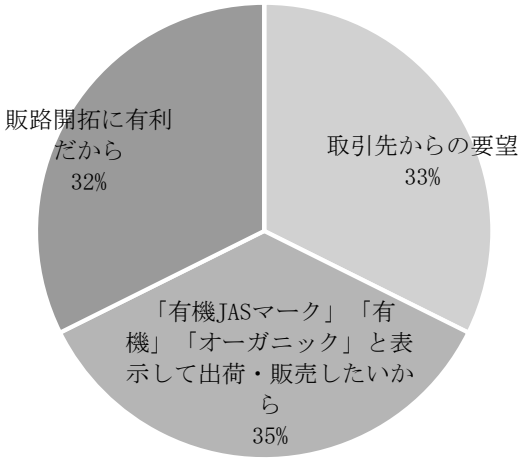

選択肢	件数
取引先からの要望	11
「有機 JAS マーク」「有機」「オーガニック」と表示して出荷・販売したいから	12
販路開拓に有利だから	11

問10　有機JASを取得しない理由を教えてください。（複数回答可）

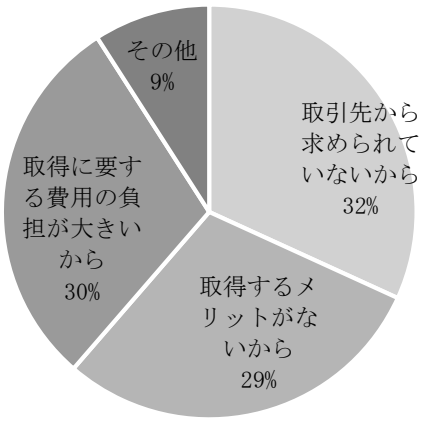

選択肢	件数
取引先から求められていないから	14
取得するメリットがないから	13
取得に要する費用の負担が大きいから	13
その他	4

その他の意見

・取得に要する労力の負担が大きいから

・一切の農薬を使用しない農法に取り組みたいから（有機 JAS は特定の農薬使用を認めているため）

・現代でそこまで至っていないから

資料３

問11　有機農業など、環境に配慮した農業の課題は何ですか。（複数回答可）

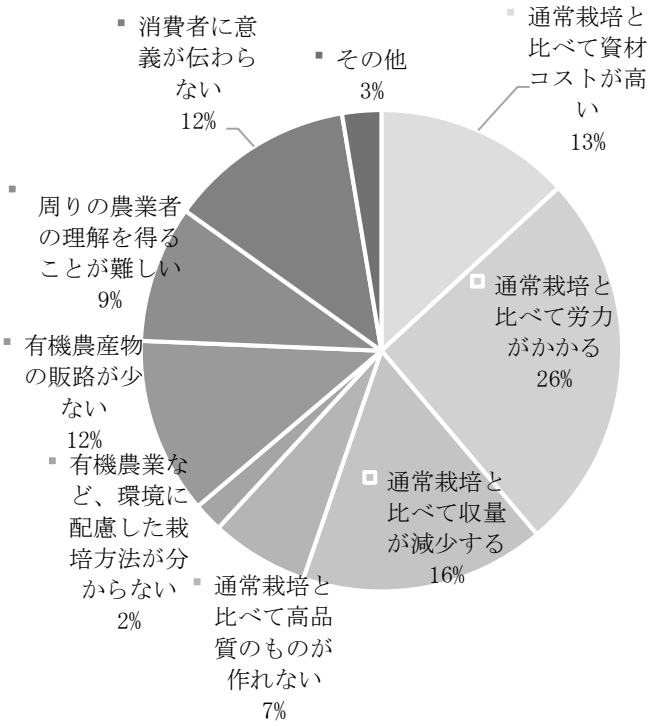

選択肢	件数
通常栽培と比べて資材コストが高い	20
通常栽培と比べて労力がかかる	39
通常栽培と比べて収量が減少する	25
通常栽培と比べて高品質のものが作れない	10
有機農業など、環境に配慮した栽培方法が分からない	3
有機農産物の販路が少ない	18
周りの農業者の理解を得ることが難しい	14
消費者に意義が伝わらない	19
その他	4

その他の意見

・勉強不足もあり、課題はいろいろあるが改善策が分からない

資料３

問 12　その他、御意見等ありましたら自由にお書きください。

・有機農業が環境に配慮されているという誤解が多く、農業者、農政共にリテラシーの向上が課題だと思います。

・有機農業を目指しても、伝聞では**なかなか単価に反映されない**ので積極的に取り組めない。

・宮崎県の綾町のように、市が有機認定をできるようにしてはどうですか。

・時代は、有機、無農薬等、自然農法に進んでいます。慣行農業より手間はかかりますが、比べものにならないくらい美味しく、やり方によっては収量も増えます。自分たちの子供、孫たちのためにも、基本中の基本、土を大事にするということ。微生物を活かし美味しくする有機農業、周りには大きくシフトしている地域があり、今のままではそこに負けてしまうと思います。国が進める大規模農業、AI 農法、海外へというのも大事かもしれませんが、**小規模でも本当においしい野菜等を作る農家、地域農業を底辺から本当に支える農家をもっと大事にし増やしていく環境づくりも必要**かと思います。行政と両輪で。有機 JAS も言われますが、今、本当においしい作物はネット等で独自に販売している農家も増えつつあります。そうした動きにも支援が欲しいと思います。それが本当に地域の宝を活かすことにつながると思います。

・更新年間費が高いと思います

・まず、鹿屋市は臭い。家畜の糞尿の匂いが住宅地まできて公害だ。排泄物を安易に農地に撒かないで下さい。畜産と共生するなら悪臭対策、浄化槽にしっかり予算を使って下さい。バラの香りのする鹿屋市を目指して欲しい。協力します。田畑に関しては、肥料や農薬を使った農業が社会や人生にいかに悪影響を及ぼすか、分かっていない人がほとんどです。オーガニック映画等を上映して行政と市民の教育を行うべき。鹿屋市がみどりの食糧システムに参加しても良いが市民の命を守る一線は守って欲しい。コオロギは食中毒を起こす可能性のある細菌の芽胞を含んでいます。イナゴは大丈夫です。畜産を守るなら昆虫は不要。RNA 農薬を使った有機は有機ではない。日本の有機を破壊する仕組みだ。もし、RNA 農薬を使えば日本の有機は海外からの信用を失う。

・有機 JAS 認証はひとつの目安として重要ですが、有機 JAS を取得しなくても、一切の化学薬品を使わない有機農業に取り組んでいる中小規模の農家さんが大隅半島にもたくさんいるので、ぜひ目を向けていただきたいです。**安定的な出荷先（販売先）を作ることが、有機農業への参入農家を増やすカギになる**と思います。他の地方自治体の成功事例（オーガニックビレッジ宣言を行っている自治体）を調べていくと、有機農業普及の仕組みとして「学校給食」への有機農産物の公的買取りを行っているところが多いようです。具体的に

は、「無農薬や減農薬で育てたお米は市場価格の 1.5 倍などで公的に買取る制度」を作ることにより、自ずと参入農家が増え、有機比率も年々上がってくるそうです。有機農業普及に向けて、鹿屋市だからできる取り組みがきっとあると思います。検討協議会などあればぜひ参加したいです。

・無農薬無肥料の小麦を育てて、自家製粉してネットで全国に、県内の直売所等に出荷してます。ネットでは全国から無農薬無肥料の小麦粉と全粒粉という事で安全安心を求めて購入していただくお客様が少しずつ増えており、食への安心安全に対する関心が重要かつ広がっています。特にお子様をもつお母さん達が、お子様に安心安全の農産物を食べさせたい！家族みんなが添加物を食べて不健康になるのではなく、有機や無農薬無肥料の農産物を食べて健康になりたいという思いが高まっています。鹿児島でも同じだと思いますし、鹿屋市でも同じく求めている方は確実に増えてると思います。お子様を育てているお母さんの願いの中に学校給食でも有機、無農薬無肥料の農産物を使った給食を提供してほしいという思いや願いも広がっています。鹿屋市民の安全安心の農産物を食べたい、お子様に学校給食で有機、無農薬無肥料の農産物を食べさせたいという願いを実現するには、有機や無農薬無肥料の農産物を育てて販売する農家さんの拡大が必要です。有機以上の栽培をしている農家さんがあまりにも少ないのではと思います。それは、**有機野菜等を育てて県内で出荷しても他の農薬や化学肥料を使った安い農産物と同じような扱いを受けて、売れない**。農薬や化学肥料や除草剤を使ってないから、草刈りや草抜きなど細かい手間がかかるし、収穫量も減ってしまい農産物各々の単価も安くなってしまう為収入が上がらず、人件費もかかっている為有機、無農薬無肥料農業で安定した生活ができないから鹿屋市での農家は増えないと思います。有機、無農薬無肥料農産物に付加価値がついて他の農薬化学肥料使用の農産物よりも高い値段で売れるようになり、鹿児島や鹿屋市の消費者の皆さんがそれを購入していただける取り組みをしていただきたい、それが実現できて有機、無農薬無肥料栽培農家が増えたら、鹿屋市でも余裕でオーガニック給食が可能になるし、未来を担う子供達の為に私たち大人がやらなあかんと思います。また、化学肥料や農薬、除草剤を使うことで畑の土壌が汚染されて虫や植物達の生態系が崩れて地球環境が汚染されて人間が健康に住む事ができなくなるようになるのではないでしょうか！有機、無農薬無肥料栽培をすることで自然と共存して健康に住める事が出来る地球環境にすることも私たち大人の使命や責任だと思います。今回、鹿屋市の行政の皆様が私たち農家等にアンケートをして有機農業拡大に向けての政策をする為の足がかりにされる事を知って、感謝と期待をしております。どうぞよろしくお願いします。

・農地の集積と機械の大型化

・アンケート結果を必ず反映してほしいです。

・市役所が有機農業の手続をアドバイスと手伝いしてほしい

資料３

・**有機農業は、**環境問題等考慮すると行うべきで必要な農法と考えられるが、**自立できる事業展開は難しいと思われる。**(栽培面積・出荷数量・商品化率等に限界がある)他産業並みの収入を得るためには、農業所得 600 万円程度が必要ではないかと思われるが達成できるかが大きな課題である。※世界の有機野菜のマーケートが約 1 兆円と言われているが、日本の野菜・米・果樹の生産額は約 5 兆円で大きく販路の拡大は厳しいと思われる。一方、慣行栽培が環境問題を無視しているかというとそうでもなく、化学肥料は鉱石から採取されたもので自然界に存在するともので、(チッソ成分は除く)高度化成のように 30 日程度で流亡するものではなく、被覆肥料・BB 肥料・コート肥料(コート肥料は被覆カプセルの海洋汚染が課題)の技術開発も進み環境問題にも考慮している。さらには、堆肥等の有機物を適正に施用し地力の増強・可給態チッソの向上を図り、減肥栽培技術の確立、GPS を活用した局所施肥等の技術も向上し確立されつつある。農薬についても、環境問題、農業者の健康を考慮し、毒劇物(合成ピレスロイド・有機物リン等)が激減しキチン合成阻害、脱皮阻害、神経伝達阻害、呼吸系阻害等の普通物が増加し、新しく開発される農薬の太宗は普通物である。以上の事から、有機農業を否定するものではなく食料安全保障上、慣行栽培は極めて大事な農法であり産業として自立できるものと思います。

・**JAS 取得の講習会**をお願いします。

・有機農業が特別視されるのではなく、あたり前の農業になる事を願います。

・鹿屋で有機農業をめざす事はすばらしい事である。しかしなから、**推進するには現況をふまえた数々のハードルが有りクリアするには協議会等を設置され多方面からの協力と理解が不可欠**かと考えます。かなりのエネルギー要!

資料３

有機農業者等聴き取り結果概要

No.	生産者(地区)	品目	販路	課題等	要望等	その他
1	（串良）	キャベツ ごぼう ビーツ	**かごしま有機生産者組合**（以下「組合」） ※直営店「地球畑」	**・組合出荷は有機 JAS が必要** **・組合では農薬等は使用禁止** **・有機 JAS 取得費用が高い。**（3.5ha で７万円） ・ごぼうの除草作業（キャベツは葉が広がれば必要無し） ・収量の２割は病害虫被害（有機はそういうもの） **・ロットが増えないと市内での販売所は難しい。** **・慣行農業の農薬ドリフトを避けるため牧草地周辺で栽培**	**・有機の新規就農者への支援（市の新規就農研修の受入れ等）** **・有機農業者のネットワークづくりの仲介役** **・有機への支援制度の情報提供**	・現状維持の意向 ・元組合職員、現理事 ・肥料は緑肥（ソルゴー）や米ぬか **・病害虫被害の少ない栽培時期・品目の見極めが重要**
2	（串良）	ピーマン 35ａ 収量 15～18ｔ/10ａ 販売 712 円/kg	**関東・関西方面への受注契約**	・ハウス内の除草はグリーンマルチと防草シート(周辺のみ除草) **・アブラムシ対策が大変。天敵資材（ダニ等）で対応** ・殺菌剤はバチルス菌資材やBT剤使用 **・有機は手間がかかるため人件費が課題** **・Ａ品率の向上が課題** ・有機３年目。徐々に黒字化		・志布志の有機ピーマン農家等の影響 ・有機に取り組むためＪＡ部会脱退 ・肥料はぼかし肥料とミネラル ・太陽熱消毒 ・循環扇や炭酸ガス

No.	生産者(地区)	品目	販路	課題等	要望等	その他
3	(鹿屋)	ハウス栽培 ・小松菜（16 棟） ・ほうれん草（17 棟）	**・かごしま有機生産者組合** **・ハピネス** **・かごしまんま** **・山内つなお商店** **・ジオカンパニーリミテッド** **・AP カンパニー**	**・組合出荷は有機 JAS が必要** **・価格は慣行栽培と変わらない。** **・最近は有機の引き合いが強くなっている。** ・社員 2 人、パート 10 人。給料アップのためほ場を増やしたい。 **・有機 JAS の初年度費用が高い。** **・消費者に意義が伝わらないと普及は難しい。**	**・技術者に相談できる体制がほしい。**	・肥料は色々試している段階 ・売り先は確保できている。
4	(鹿屋)	キャベツ、白菜、ブロッコリー、深ネギ、グリーンパパイヤ ※全部で 1 ha 弱	**・イオン** **・グリーンコープ** ・農協	**・有機 JAS は取得していないがイオン、コープに出荷** ・労働力は夫婦のみ。面積は少しずつ減らしている。 **・有機は手がかかり大変。売り先がないと成り立たない。** **・消費者の意識改革、100%無農薬ではないことへの理解が必要** **・無農薬栽培できない時期・品目がある。**	**・有機は行政等からの補助がないと続かない。**	
5	(鹿屋)	しょうが （霧島市で生産）	**・健康食品メーカー**	・市内生産者は有機の意識が低い **・有機の指導者や先駆者、追随する農家が必要** **・イオンなど大手は今後、有機でないと取引をしないと言う。**	**・市が音頭をとらないと農家は手一杯で、有機を一から始める余力はない。**	・ゴマも作っているが完全有機ではない。 ・有機は霧島市に別会社あり。鹿屋の会社はサツマイモ（慣行）

№.	生産者(地区)	品目	販路	課題等	要望等	その他
6	（串良）	しょうが 10ａ ゆりね８ａ	**・直売所** **・ふるさと納税**	**・除草作業が大変** ・病害虫対策は焼酎、とうがらし **・有機 JAS はお金がかかるので取得していない。**	**・有機 JAS 取得への助成**	・牛糞堆肥、豚糞堆肥、米ぬか ・約 10 年前から有機により安全安心な農作物出荷
7	（鹿屋）	ブロッコリー、大根等	・どっ菜市場	**・どっ菜市場に出しているが他の野菜と同じ扱い。** **・有機農産物コーナーがあれば。** **・消費者の理解がない。** ・有機 JAS は農薬可だから反対 ・十分な収量はとれていない。 ・鳥獣被害が悩み	・自然にあるものは何でも薬草になる。つわ、ふきのとうなど**食べ方も含めて情報発信してほしい。**	・有機というより自然農法に近い。
8	（鹿屋）	茶　1,700a	・堀口製茶（生葉） ・堀口園（荒茶） ・茶市場	**・除草作業が大変** **・近隣の慣行栽培ほ場からの農薬飛散（ドリフト）**	・行政等で身近に有機 JAS やGAP について相談できる人材を確保してほしい。	・有機の煎茶については徐々に豊和状態になっており、今後は需要が少なくなりそうである。
9	（鹿屋）	にんじん 60a ビーツ 12a ばれいしょ 70a べにはるか 70a	・生協、飲食店（主に関東）	**・除草、害虫対策。特に近年の気温上昇で虫の発生が多い。** **・面積は現状維持。拡大するには雇用を増やす必要がある。** ・有機 JAS を取得している。 ・にんじんは収量が上がってきている。	・機械化への助成	・緑肥や有機質肥料を使っている。

No.	生産者(地区)	品目	販路	課題等	要望等	その他
10	(鹿屋)	水稲 500a	個人へ直接販売 県外だと沖縄、山口、神奈川、埼玉へ郵送（県外で出向いた際に飛び込みで営業）	・隣接する通常の栽培方法の水田と２メートルほど離して植える必要がある。 ・コンバインなどの**機械は通常の栽培と別に分けて所有する必要がある。** **・有機 JAS は取得していないが、それと同基準で栽培しており、今後取得する計画である。**	・水田の団地化	・今後も規模を拡大したいと考えている。 ・有機農業は趣味の域であり、色々なことに挑戦したい。

鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、農業による環境への負荷の低減を図ることにより、環境との調和に配慮した産地づくり等を推進する必要がある。有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされており、鹿屋市では関係機関や団体等との連携の下、有機農業の推進を図るため、「鹿屋市有機農業推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　協議会は次の事項について検討等を行う。

（１）有機農業推進方針(案)の作成に関すること

（２）有機農業の振興に関すること

（３）有機農業の推進に向けた関係機関・団体等との連携に関すること

（４）その他、会長が必要と認めること

（委員）

第３条　協議会の委員は、次のとおりとする。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）学識経験者

（２）生産者（農業者）

（３）流通・販売・実需者（JA、量販店等）

（４）有機 JAS 認証機関

（５）関係機関

（６）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長）

第４条　協議会に会長を置く。

２　会長は学識経験者をもってあてる。

（アドバイザー）

第５条　会長がその必要性を認めたときは、有機農業者等のアドバイザーをおくことができる。

（会議）

第６条　協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、鹿屋市農林商工部農政課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

委員名簿

	項目	機関名
1	学識経験者	鹿児島大学　農学部　教授
2	生産者	茶市内生産者
3		露地野菜市内生産者
4		施設野菜市内生産者
5		水稲市内生産者
6	流通・販売・実需者	かごしま有機生産組合
7		イオン九州株式会社
8		JA鹿児島きもつき
9		JA肝付吾平町
10		JAそお鹿児島
11	有機JAS認証機関	NPO法人鹿児島県有機農業協会
12	関係機関	九州農政局　鹿屋駐在所
13		大隅地域振興局　農政普及課
14		鹿屋市　学校教育課
15		栄養教諭